

私は、大阪維新の会大阪市議員団を代表し、就任から半年を迎えた松井市政や今後の市政について、様々な角度から質問いたします。

橋下・吉村両市長におかれては、将来世代に負担を先送りしないため、補てん財源に依存することなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則として掲げ、この間、施策・事業の見直しや職員数の削減、官民連携の推進など数多くの大改革を実行してこられ、通常収支不足を改善するとともに、市債残高を大幅に削減し、本市の財政状況が着実に改善してきたことは財政指標上も明確です。

加えて、府市連携を進めてきたことで、二重行政によるバラバラな成長戦略の策定や、二重投資のような無駄な支出をすることなく、府市一体となって様々な施策を実現し、来阪 外国人 旅行者数が増えるなど、成長が実感できる状況となっています。

ただ、本年2月に公表された「今後の財政収支概算」によると、試算した期間 後半には通常収支が再び悪化する見通しであることから、財政状況について決して楽観的になつてはならず、財政規律を緩めることなく、しっかりと財政運営していかなければなりません。

そうした中、我が会派は、大阪府市を再編する、いわゆる「大阪都構想」を掲げ、広域と基礎自治の役割分担を明確にした、合理的かつ住民の声が届く行政組織づくりを目指した統治機構改革こそが、将来を見据えた住民サービスの維持・拡充を可能とする手段だと考えます。

## 大阪都構想について

そこでまず、大阪都構想の実現に向けた市長の考えをお伺いします。

大阪都構想に関しては現在、法定協議会において、特別区設置協定書の作成に向けた議論が着実に進められております。

前回の協定書の頃から含めて、都構想の議論も長い期間行われており、着実にバージョンアップが進んでいるところであります。より住民の皆さんがわかりやすいように、区の名称や区庁舎の位置を変更すること、また、特別区設置に伴うコストを抑えるため、市役所本庁舎を活用することで300億円以上の経費を削減することが提案されるなど、適切に財源を確保しながら、行政が考えるルールだけでは決めることができないことについて、政治家同士の委員間協議において議論が進められているところであります。

より住民に身近な視点や経済効果を含めたコストについて前向きでわかりやすい議論が行われていると考えており、我々としては、このような議論を通じて大阪の成長、二重行政の解消、住民自治の拡充が図られることが最も重要であると考えています。

そこで、委員間協議が進む中、よりよい協定書の作成、そして住民投票の実現に向けて、市長の所見をお伺いします。

## 幼児教育無償化財源の活用について

次に、幼児教育無償化財源の活用についてお伺いします。

先の決算委員会では、国が幼児教育・保育の無償化を制度化したことに伴い、市費負担が軽減されることとなり、約 60 億円の予算配分枠が新たに設定されたとの答弁がありました。

この財源をぜひとも有効に活用していただくため、これを待機児童の解消、特に保育人材確保に活用することを提案します。

我が会派としても、待機児童の解消は喫緊の課題であり、早期に解消するよう強く求めてきました。

平成 31 年 4 月時点で、待機児童数は 28 人と前年度よりも減少しましたが、利用保留児童は 2,721 人と前年度より増加しており、さらに、本年 10 月から実施された国の幼児教育・保育の無償化により保育ニーズが掘り起され、入所枠が不足することも懸念されます。

待機児童を解消するためには、施設の整備のみならず、保育人材確保も重要と考えますが、保育所においては、業務負担が重い、休暇が取りにくいといった理由から、長く働くことを諦めざるを得ない保育士が多いと聞きます。

昨年の決算特別委員会において我が会派から、保育士の業務負担の軽減について要望をしたところでありますが、負担軽減や休暇の取得促進を図り、長く働くことのできる職場環境を整える保育士の働き方改革を、本市として支援していくべきであります。

国の幼児教育・保育の無償化により生み出された財源を、この保育士の働き方改革に活用してはどうでしょうか。

市長の見解をお伺いします。

今、市長から働き方改革に向けた新たな取り組みについて答弁がありました。このような取り組みにより、長く働ける職場環境が整うことを、保育士さんたちは心待ちにしておられると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

## 児童相談所の新設に向けた人材の確保・育成と地域への理解促進について

次に、児童相談所の新設に向けた人材の確保・育成と地域への理解促進についてお伺いします。

市長は、「重大な児童虐待ゼロ」を掲げ、先日開催された戦略会議において、市内で4カ所目の新たな児童相談所を鶴見区に設置する方針を決められました。

令和3年度には北部こども相談センターが開設し、3カ所体制となり、令和8年度には今回決定した鶴見区に開設され、4カ所で運営する体制が整うこととなります。

しかしながら、ハード面での整備だけでなく、個々の子供の状況に応じた適切な支援を行うためには、人材確保が重要な課題となってきます。

児童相談所については、国の配置基準が見直されたことにより、児童福祉司、児童心理司等の大幅な増員が求められております。

また、児童相談所の開設に合わせ、子供たちが一定期間生活する一時保護所も整備されることから、児童指導員や保育士等も確保しなければなりません。

本市では、これまで市政改革を強力に推進する中で、職員数についても様々な工夫により削減を図ってきましたが、必要な部署には必要な人員を配置すべきと考えます。

今後、4カ所の児童相談所がその機能を十二分に発揮するには、その人材の確保・育成について、優先的に取り組んでいくべきだと考えていますが、市長のご所見をお伺いします。

また、児童相談所の開設にあたっては、その地域の方々の理解が必要です。児童虐待等により支援が必要な子供たちを地域でも見守ってもらえるような関係作りが重要です。地域コミュニティの中で理解を得られるような工夫をされているのか、あわせてお伺いします。

児童相談所の職員体制については、今後、各自治体でも人材確保策の強化が予想されます。

本市として必要となる職員が適正に確保できるよう、職員の処遇向上などを含めた採用のあり方についても検討をお願いします。

## 教育委員会事務局の4ブロック化について

次に、教育委員会事務局の4ブロック化についてお伺いします。

松井市長は5月の施政方針演説の中で、教育委員会事務局を4ブロック化し、ブロックごとにきめ細やかな施策を展開できるようにすると表明されました。

これを受けて6月の一般質問において我が会派の大内議員から、4ブロック化をどのように進めていくのか質問し、市長からは来年度にはブロック統括者を4人配置する旨の答弁があったところです。

我が会派としても、500校園にも及ぶ学校園を1つの教育委員会がマネジメントするのは・スパン・オブ・コントロールを超えていると考えています。

より小さな単位で学校園を支援する体制の整備が必要であり、ブロック統括者のもとで、学力をはじめとする学校園が抱える課題を改善していくことが必要であると考えています。

大阪市立高校については、令和4年4月に大阪府に移管する方向で検討が進められており、その際には高校を運営するための人員と予算の削減が見込まれます。

4ブロック化の体制の整備に当たっては、こういった府市一体となった大きな視点での事務事業の選択と集中も図りながら進めていくべきです。

その後、4ブロック化に向けた検討がなされていると考えますが、どのような体制を考えているのでしょうか。

また、その体制で具体的にどのような課題を改善していこうと考えておられるのか、市長のご所見をお伺いします。

## 不登校児童生徒への対応について

教育委員会事務局を4ブロック化し、様々な課題に対してきめ細かく対応を図っていくとのことですが、その中でも本市の喫緊の課題であり、我が会派としてもその取り組みの充実を常に訴えてきた、不登校児童生徒への対応についてお聞きします。

先月公表された国の「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小中学校の不登校の児童生徒については全国では、16万4,528人と、平成29年度と比較して2万人以上も増加傾向にあり、本市においても前年度と比較して約200人も増加しています。

国においては平成28年に、いわゆる「教育機会確保法」が制定され、地方公共団体が講ずるよう努める施策が規定されました。また、令和元年10月25日に出された文部科学省通知では、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが示されています。

法や通知に基づくと、不登校児童生徒への支援については、学校という場所にこだわらず、まずは社会的自立を目的に、学校以外の場所での学習機会を作ることや、ICTを活用した遠隔授業を行った際の出席認定等を進めていくことが求められています。

本市において不登校が深刻な状況となっている以上、このような取り組みをさらに推し進めるべきであると考えます。本市の不登校対策について教育長の考えをお伺いします。



## 総合教育センターの機能強化について

教育委員会事務局の4ブロック化により、様々な課題を抱える学校をきめ細かく支援する体制を構築するとのことであり、しっかりと学校をサポートして頂きたいと思えます。

一方、現在、学校現場では、団塊の世代の大量退職に伴う大量採用により、教職員の若年化が進んでおり、若手の教員が十分な経験のないまま、幅広い教育課題に対応しなければならない状況が生まれています。小規模化が進む学校では、学年を一人で担わなければならないケースもあると聞いております。

こういった状況をサポートすべき学校の管理職や教育委員会の指導主事の体制も十分ではないことから、我が会派からは、管理職や指導主事のスキルアップを図りつつ、大阪市が抱える様々な教育課題の解決につながるような研究を行う機関、シンクタンクを設けることを提案してきました。

教育シンクタンクの設置により、学校が持つ多種多様なデータを集めて、企業や大学とともに分析・研究し、その結果に基づく提案を行うことで、より効果的・効率的な教育政策が展開でき、それは結果的に教員の負担軽減にもつながるはずです。

また、新学習指導要領が目指す新たな教育内容など、めまぐるしく変化する時代の要請に、意欲をもってチャレンジしようという教員を支える仕組みも必要です。

このような機能を教育センターが担い、個々の教員の教育活動へのサポートや人材育成に生かしていくことが、今後の多様化する社会情勢の下で、必要な役割であると考えます。

教員一人一人のモチベーションを高めつつ、その資質を向上させるためには、人材育成を担う教育センターの今後の役割はさらに重要になってきます。機能の拡充とともに、体制の強化も必要と考えますが、教育長の見解をお伺いします。

子供の学力、体力向上や不登校対策など、様々な課題に対応するためには教員の資質向上が重要と考えており、大学等との相互連携による新しい教育センターについては、我が会派としても大いに期待しています。

また、教育委員会事務局の4ブロック化についても、それぞれのブロックを担当する組織が、責任をもって小中学校をしっかりときめ細かくかつ的確に支援できる体制が必要であり、とりわけ各学校のサポート等を行う指導主事など、真に必要な所にはしっかりと人材を配置して頂きたいと思います。

## 無責任な餌やり行為による生活環境や健康被害への対応について

次に、無責任な餌やり行為による生活環境や健康被害への対応についてお伺いします。

本年「大阪市住吉区我孫子周辺の野鳥（カラス・鳩）による環境や健康被害に関する陳情書」が提出され、全会一致で採択されました。

今回、市長が強力なリーダーシップを発揮され、条例改正に向けて迅速な対応をして頂きましたが、パブリックコメントでは、不妊・去勢をして適切に管理されている猫への餌やりに対しての懸念、不安が多く示されており、条例改正の趣旨・目的が動物愛護団体の方々をはじめ、多くの市民に正しく伝わっていないのではないのでしょうか。

多くのメディアの発信では「餌やり禁止条例」や「餌やり行為の罰則」などのワードがひとり歩きしています。

まず、この条例は「餌やり行為の禁止条例」ではないということを明確にご答弁ください。合わせて、メディアへの発信もお願いします。

## 市民への正確な情報提供と環境整備について

現在、大阪市では「街ねこ事業」や「公園猫サポーター制度」を実施しており、多くのボランティアの方々により地域猫が適正に管理されております。その成果として、大阪市への所有者不明猫の引き取りも減り、生活環境も、ごみを荒らされることが少なくなるなど効果が出ていると聞いています。

先程、市長より「猫への餌やりを禁止」するものではないというご答弁をいただきましたが、いまだに多くの方に地域猫の取り組みが伝わっておりません。

また、以前には、公園や地域で餌やり禁止の掲示物が貼られていたという事も聞いています。

今回の条例改正をきっかけに、生活環境を阻害するような行為の規制とともに、条例が誤って解釈されないように要綱等で明確化し、さらに、すべての餌やり禁止と誤解を招くような掲示物の撤去も含め、ルールを守ったボランティアの方々が活動しやすい環境整備に向けてのスキームが必要と考えますがいかがでしょうか。

## 地域集会施設の整備に係る補助制度について

次に、老人憩の家を含めた地域集会施設についてお伺いします。

概ね小学校区における「地域活動や地域運営の拠点」として、市内にある地域集会施設の一部においては、老朽化が進み、建て替えが急務となっていることが喫緊の課題であると認識しています。

我が会派では、橋下市長時代から地域集会施設について質疑を重ね、吉村市長とも施設のあり方について議論を深めてきました。さらに松井市長就任後の区長会議では、「市内の地域活動協議会エリアの数である328施設を、『地域運営拠点』として建て替え補助金の対象施設に位置付ける」こと、などがまとめられました。

「今後、建て替えへの支援について議論してもらいたい」との橋下市長の答弁から約5年が経過しており、この間にも、老朽化が進み、建て替えが必要な施設が増えていることを踏まえると、早期の制度施行につなげていくべきであると考えます。

また、制度施行後、建て替え対象となる「地域運営拠点」の位置付けに関して、地域で話し合っていたとこのことですが、このことを地域の皆様にどのように円滑に進めていただくかも課題です。

地域によって事情が異なる中、今後の地域運営拠点のあるべき姿という、非常に難しい課題を話し合う中で、それが「地域任せ」になりすぎてしまい、地域の皆様に過度な負担がかかる一方で、地域運営拠点の位置付けが円滑に進まない、といった状況に陥ってしまわないかと危惧しています。

円滑な制度運用が可能となるよう、行政として積極的に取り組まれ、来年度早々には建て替え補助制度を施行できるよう、スピード感をもった制度構築が必要と考えていますが、市長のご所見をお伺いします。

## 災害時における受援計画の策定について

次に、災害時における受援計画の策定についてお伺いします。

昨年は、本市が被災した大阪府北部地震や台風 21 号をはじめ、7 月豪雨や北海道胆振東部地震など、大規模災害が頻発しました。

今年においても、9 月の台風 15 号、10 月の台風 19 号と立て続けに災害が発生し、とりわけ台風 19 号による記録的な大雨は、東海、関東、東北にかけて河川氾濫を引き起こすなど、広範囲かつ甚大な被害をもたらし、多くの財産と尊い命が失われる事態となりました。

被災地のいち早い復旧・復興をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に、心よりのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

大阪市は、幸いにして被害が生じなかったものの、これらが大阪府域に上陸していたらどうなっていたのか、今般の台風災害を対岸の火事としてとらえるのではなく、被災都市の状況や対応をしっかりと調査・研究し、そこから得られる教訓を、今後の防災・減災活動に活かさなければなりません。

大規模災害時には、短時間に膨大な業務が発生し、迅速で適切な災害対応が求められるだけでなく、中断できない通常業務も同時に遂行する必要があり、長期にわたる人員不足が懸念されます。

そのため、他都市においては、迅速な応援要請と円滑な調整・受け入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため、あらかじめ災害時の受援計画を策定するところが増えていることから、本市においても、早急に受援計画を策定する必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

被災地に派遣した職員の貴重な経験を本市の防災・減災対策に活かすとともに、本市が被災した場合を想定し、膨大な災害対応業務を可能な限り円滑に処理できるよう、受援計画を速やかに作成していただきたいと思います。

## 港湾管理の一元化について

次に、港湾管理の一元化についてお聞きします。

我が会派では、「府市の港湾を統合し、一体運営を行うことで大阪全域にわたる戦略港湾を実現する」ことを目指してきました。

港湾の国際競争力強化や、利用者ニーズに合ったより使いやすい港への改革といった、大阪湾諸港が抱える課題に対応するためには、平成 28 年に締結した連携協約に基づく取り組みにとどまることなく、港湾管理の一元化をさらに進めていくべきであると考えます。

今回、提案される府市の港湾局の共同設置は、事務の一体化により、人や情報を共有し、広域的な視点で連携した取り組みが実現され、また、一元化された府市港湾局長のもとスピード感を持った取り組みが可能となることで、防災機能の強化、ポートセールス、利用者サービスの向上といったメリットがあるとしていますが、一刻も早く第一ステップである府市の港湾管理の一元化のスタートを切らなくてはなりません。

最終目標として、めざすべきは大阪湾諸港の港湾管理の一元化であり、早急にやり遂げなければならないと考えますが、市長の見解をお伺いします。



## 水道・工業用水道事業への運営権制度導入について

次に、水道・工業用水道事業への運営権制度導入についてお伺いします。

昨年12月に成立した改正水道法が、本年10月から施行されたことを受け、宮城県では一昨日、水道事業、工業用水道事業等に運営権制度を導入するための条例改正案が議会上程され、これから審査が行われるところです。

南海トラフ巨大地震の危険性が高まる中、本市の水道局においても、配水管の更新・耐震化の大幅なペースアップは喫緊の課題となっており、官民連携については管路の更新を対象を絞り、運営権制度を導入する新たなプランについて検討を進めるとともに、広域連携については、将来の府域一水道を見据え、府内の自治体との水道施設最適化に向けた協議・検討を進めています。

また、工業用水道事業については、経営状況が非常に厳しい見通しとなっており、事業を継続するには、民間活力を導入し経営の安定化を図る必要があることから、事業全般を対象に公共施設等運営権制度の活用を検討しています。

市民の暮らしを支える水道事業、産業活動を支える工業用水道事業とも、現状抱える課題を踏まえると、なるべく早期にこの運営権制度の導入を実現する

必要があり、また、官民連携の効果を広域的な水道の基盤強化につなげることも目指していくべきと考えますが、市長の所見をお伺いします。

## 民泊における課題と対応

次に、民泊における課題と対応についてお伺いします。

多様な宿泊ニーズへの対応や、民泊事業への民間参入の促進を目的とする特区民泊、新法民泊は、ともに施設数が増加しています。また、先日は、大阪メトロが民泊事業に参入するといった報道があるなど、推進の立場で取り組んできた我が会派としては、地域の活性化や自由競争の観点から非常に良い傾向であると考えています。

その一方で、違法民泊対策については、「大阪市違法民泊撲滅チーム」を立ち上げ、一定の成果があったところです。

しかし、民泊の施設数の増加とともに、申請前の周辺住民への説明が徹底されていない、民泊施設であることを示す標識が掲示されていないといった苦情が増加しています。

また、新法民泊における届出時に消防法令適合通知書の添付が必須となっていないことから、未添付の届出が多く、消防法令の適合状況を届出前に確認できないなどの課題もあります。

民泊施設の周辺住民は、事業者のこうした不適切な民泊運営により生活環境が悪化するのではないかと不安を覚えています。

これらの苦情に対しては、保健所による現状確認や指導を行うとともに、消防法令の適合状況については、消防局においても立入検査や指導を行っています。

しかしながら、現在の対応は営業を開始してからの対応となっており、これらの課題を解決し、周辺住民の不安を取り除き、海外から訪れる宿泊者が安心して利用できる民泊施設とするためには、関係局が協力していくことはもとより、条例改正等も有効な解決策の一つと考えますが、市長の見解をお伺いします。

## 統合型リゾート（IR）誘致について

次に、IR誘致についてお伺いします。

国では、昨年7月にIR整備法が成立して以降、本年9月にIR基本方針案が公表され、さらに先週には区域整備計画の認定の申請期間を2021年1月から7月とする政令案が公表されたところです。

また、現在、国会に上程されているカジノ管理委員会の人事が同意されると、来年の1月にはカジノ管理委員会が設置される見込みとなっています。

そうした状況の中、国のIR基本方針案を踏まえ、先日、大阪府市から、IR誘致に取り組んでいる他の自治体に先駆け、「実施方針（案）」が公表され、IR区域の整備の意義や目標、IR事業を実施する上で必要となる要件、民間事業者の選定方法などが示されたところです。

大阪は、これまで2025年大阪・関西万博開催前にIRの開業を目指し、着実に準備を進めており、12月には事業者公募を実施しようとしています。

我が会派としては、今後、他都市との誘致競争がますます激化する中、民間事業者の活力と創意工夫を活かしながら、国際競争力が高く、持続的で魅力のあるIRをぜひとも万博開催前に実現して欲しいと考えますが、市長の所見をお伺いします。

## 2025 大阪・関西万博に向けた取り組みについて

次に、2025 大阪・関西万博に向けた取り組みについてお伺いします。

大阪・関西万博に向けては、博覧会協会を中心に準備が進んでおり、来月には、B I E への登録申請書の提出が予定されています。そして来年6月頃に開催されるB I E総会で登録申請書が承認されると、いよいよ海外に向けての招請活動が始まるとのことです。

特に2020年10月から2021年4月までは、UAEのドバイで博覧会が開催される予定であり、約192カ国が参加を表明しているとのこと。ドバイ万博において、大阪・関西万博への出展につなげていくために、是非、一つでも多くの国に参加招請やPR活動を実施すべきです。

こういった諸外国への呼びかけは、博覧会協会と国が中心となっていくことになると思いますが、本市としてもこの機会を捉え、大阪府と連携し開催自治体として、大阪が持つ魅力をドバイ万博において広くPRを行う必要があると思いますが、市長の考えをお伺いします。

また、2025年の大阪・関西万博における地元パビリオンの検討について、先日の一般決算委員会における我が会派からの質問に対し、府市や有識者の意見も踏まえ検討を進めるとの答弁がありました。

大阪を中心にライフサイエンス分野の企業などが多数集積するという強みを活かし、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に沿ったものが必要だと思えます。

市長として具体的にどのように進めていこうと考えているのかお伺いします。

2025年の大阪・関西万博に一つでも多くの国々にご参加いただくためにも、来年のドバイ博覧会におけるPR活動は大変重要です。

是非市長にもこの機会にドバイ博覧会に赴き、地元自治体の長として国や博覧会協会とも連携して、大阪の魅力の最大限のPRに努めて頂きますようお願いいたします。

以上、各般に渡り質問させていただきました。

市長におかれましては、来年度予算編成に向け、更なる住民サービスの向上と、大阪の成長のために取り組んで頂きますよう申し上げます。私からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。